

令和 年 月 日

児童手当等に係る海外留学に関する申立書

出雲市長様

【申立人】(児童手当等の請求者)
住 所 出雲市

氏 名

私は、児童手当法第3条に定める留学等により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留 学 し て い る 児 童 の 状 況 等	(1) 氏名(生年月日)	(平成・令和 年 月 日生)					
	(2) 留学期間(予定)	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日			
	(3) 留学している教育機関等の名称						
	(4) 留学の目的						
	(5) 居住地(国名・居住地)						
	(6) 児童と居住している者の氏名(続柄)	・	()				
		・	()				
	・	()					
(7) 留学前の国内居住状況	・平成・令和 年 月～平成・令和 年 月						
	〒 —						
	・平成・令和 年 月～平成・令和 年 月						
〒 —							
・平成・令和 年 月～平成・令和 年 月							
〒 —							

(裏面に続く)

2 父 母 等 の 状 況	(1) 父・母等の氏名・住所	氏名(続柄)	住所
		()	〒 —
	(2) 監護の状況 (面会など)		
(3) 生計関係の状況 (生活費の送金状況等)			
3 添 付 書 類	(添付したものに☑) <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類(留学先の在学証明書等) <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類(戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) <input type="checkbox"/> ・翻訳書(添付書類が外国語で記載されている場合)		

(記入上の注意)

- 1(2)「留学期間(予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日(予定日)を記入してください。
- 1(6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1(7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況(日本国内の居住状況については住民票上の住所)を記入してください。
- 2(1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2(2)「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人(児童手当等の請求者)と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類(留学先の教育機関等から発行される在学証明書等)を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者(親族以外)の方の翻訳書を併せて添付してください(当該翻訳書に翻訳者の署名、押印及び連絡先を記載してください)。
- 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童が留学前の過去6年間において出雲市に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

海外にいるお子さんの児童手当を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

※児童手当は、日本国内に住所を有する児童のほか、留学など教育を受けることを目的として外国に居住している児童について支給対象となりました。

「留学」等を理由に国内に居住していない児童について手当を受給するためには、以下の要件を満たす必要があります。要件を満たさない場合、児童手当は受給できませんのでご

(1)日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して3年以上住所を有していたこと

(2)教育を受けることを目的として外国に居住しており、父母等と同居していないこと

(3)日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内であること

(4)上記(1)から(3)について、以下の証明等があること

●海外留学に関する申立書

用紙は市役所にあります。

●留学先の学校の在籍証明書

留学先の機関が教育を受けることを目的とした機関と位置づけられているか、市役所から国へ照会する場合があります

●申立書及び証明書の日本語訳文

翻訳は日本に居住する第三者による翻訳に限り、翻訳者の署名、押印、連絡先の記載が必要です。

※市役所から翻訳者へ内容などについて照会することがあります。

☆住民票を移動せずに児童が海外にいるような場合も、居住実態等と照らし合させて判断することになります。日本国内に居住していないと認められる場合は、上記の要件を満たす必要があります。詳しくは子ども政策課へお尋ねください。

☆児童が日本へ帰国または入国等された場合は、児童手当が支給されますので子ども政策課へ申請してください。

※外国籍の方の場合、在留期間が短期間の場合は支給されません。

(おたずね・郵送先)
出雲市役所 子ども政策課 子育て支援係
TEL:0853-21-6963(直通)
〒693-8530 出雲市今市町70番地